

此の規則は本件に付する

規則名	理由	要旨
奈良県県費負担教職員の人事評価に関する規則の一部を改正する規則	<p>副校長を人事評価の対象にする等のため、所要の改正をしようとするものである。</p> <p>1 人事評価対象者の追加 (1) 自己申告評価の被評価者に副校長を加える。 (2) 主幹教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、講師、事務職員及び学校栄養職員の第一次評価者を「所属する学校の副校長又は教頭」とする。</p> <p>2 施行期日 令和4年4月1日から施行する。</p> <p>(改正附則関係)</p>	<p>奈良県県費負担教職員の人事評価に関する規則の一部を改正する規則</p> <p>副校長を人事評価の対象にする等のため、所要の改正をしようとするものである。</p> <p>1 人事評価対象者の追加 (1) 自己申告評価の被評価者に副校長を加える。 (2) 主幹教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、講師、事務職員及び学校栄養職員の第一次評価者を「所属する学校の副校長又は教頭」とする。</p> <p>2 施行期日 令和4年4月1日から施行する。</p> <p>(改正附則関係)</p>

奈良県費負担教職員の人事評価に関する規則（平成十八年三月奈良県教育委員会規則第十九号）の一部を次のように改正する。

第五条第五項の表教頭の項中「教頭」を「副校長及び教頭」に改め、同表主幹教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、講師及び事務職員の項及び学校栄養職員の項中「教頭」を「副校長又は教頭」に改める。

この規則は、令和四年四月一日から施行する。

附 則

奈良県県費負担教職員の人事評価に関する規則(案)新旧対照表

改正案	現行	(自己申告評価)	第五条 略	254 略	5 評価者は、次の表の上欄に掲げる被評価者の区分に応じ、第一次評価者にあつては中欄に掲げる者と、第二次評価者にあつては下欄に掲げる者とする。	5 評価者は、次の表の上欄に掲げる被評価者の区分に応じ、第一次評価者にあつては中欄に掲げる者と、第二次評価者にあつては下欄に掲げる者とする。	5 評価者は、次の表の上欄に掲げる被評価者の区分に応じ、第一次評価者にあつては中欄に掲げる者と、第二次評価者にあつては下欄に掲げる者とする。
		被評価者	第一次評価 第二次評価	被評価者	第一次評価 第二次評価	被評価者	第一次評価 第二次評価
		者	者	者	者	者	者
略	略	所属する学校の教頭	所属する学校の教頭	教頭	教頭	副校長及び教頭	副校長及び教頭
		略	略	略	略	略	略
員	員	学校栄養職員	学校栄養職員	教諭、講師	教諭、講師	教諭、講師	教諭、講師
員	員	学校栄養職員	学校栄養職員	教諭、養護	教諭、養護	教諭、養護	教諭、養護
		員である場	員である場	員である場	員である場	員である場	員である場
		第六条に規定する施設	第六条に規定する施設	第六条に規定する施設	第六条に規定する施設	第六条に規定する施設	第六条に規定する施設
		百六十号(昭和二十九年法律第百六十号)	百六十号(昭和二十九年法律第百六十号)	百六十号(昭和二十九年法律第百六十号)	百六十号(昭和二十九年法律第百六十号)	百六十号(昭和二十九年法律第百六十号)	百六十号(昭和二十九年法律第百六十号)
		又は教頭	又は教頭	又は教頭	又は教頭	又は教頭	又は教頭
		校の副校長	校の副校長	校の副校長	校の副校長	校の副校長	校の副校長
		所属する学校	所属する学校	所属する学校	所属する学校	所属する学校	所属する学校
		員	員	員	員	員	員

現行	改正案	
合は、市町 村教育長の 指定する者	員である場 合は、市町 村教育長の 指定する者	() 指定期 定する者 員である場 合は、市町 村教育長の 指定する者